

学生健康保険の しおり



皆さんは学生健康保険互助組合の組合員です

2025



医療費の一部が給付される
ことを知っていますか!?

— 個人情報の取扱いについて —

申請手続等において、ご記入いただいた個人情報については、本学において医療給付金の振込と調査統計のために利用いたします。また、管理にあたっては、紙もしくは電子データのいずれか、またはその両方の形態で保存いたします。

なお、原則として個人情報は第三者に開示・提供いたしません。給付金振込は学籍番号、氏名、銀行名、銀行コード、支店名、店番、口座番号を銀行に電子媒体で提供していますので、予めご了承ください。

学生健康保険のしおり

このしおりは、学生健康保険のことを皆さんにわかりやすく理解していただくために作成したものです。

皆さんが学生生活で病気やケガをした時、あるいは、旅行や合宿の時に、きっと皆さんのお役に立てるはずで
す。ぜひご活用ください。

— 学生保険部会・編集部一同 —

目 次

・ 学生健康保険互助組合とは	3
・ 感染症の予防について（お願い）	5
・ 医療給付制度について	6
・ 医療給付の申請手続きの流れ	8
・ 令和7年度 学生健康保険互助組合 医療給付金振込予定表	9
・ 福岡大学病院を受診された方へ	12
・ 予防給付について	13
・ 組織と運営	22
・ 福岡大学学生健康保険互助組合同規約	24
・ 福岡大学学生健康保険互助組合同規約施行細則	28
・ 令和5年度医療給付制度統計	29

学生健康保険互助組合とは

福岡大学学生健康保険互助組合（略称・学生健保）は、相扶共済の精神に基づき、傷病で苦しむ学生（組合員）のための**医療給付**、また健康の維持及び増進を図るための**予防給付**を行うことを目的として、1967年10月に発足されました。

- ・ **医療給付** …… 保険医療機関を受診した場合、医療費の自己負担額の一部を給付する制度
- ・ **予防給付** …… 歯科検診、朝ごはんキャンペーンや夕ごはんキャンペーン時の食事補助、「契約施設」の利用補助等

組合事業の医療給付に関する事務処理は学生課が行い、予防給付の企画、運営については学生保険部会（組合員の中から構成）が行っています。

【組合員の資格・組合費】

福岡大学の学部生・大学院生は、入学と同時に組合員となります。休学中でも組合員として資格はありますが、卒業・退学等により本学の学生でなくなった時は、その月の末日より資格を失います。なお、学籍番号がIJ、FS、RE、AU、ES、DG、AG、XR、XAから始まる方は対象外です。

組合員証＝学生証であり、書類提出時に窓口に表示して下さい。

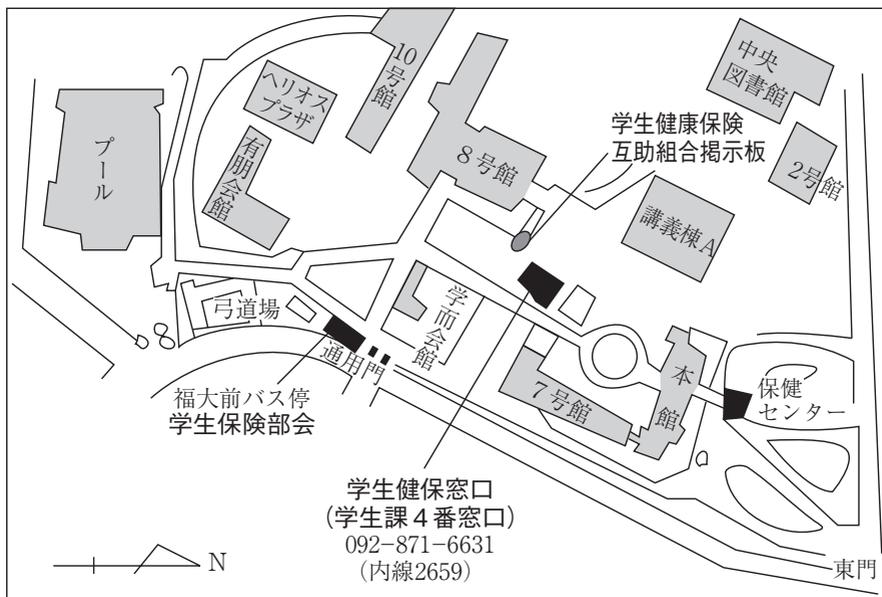
組合費は年額3,000円で、第1期分学費等納入金の中に含まれています（入会金100円は初年次のみ納入いただきます）。

※組合費の一部返還について

公的医療保険から医療費の全額に相当する医療給付を受ける者については、所定の手続きを経て、別に定める納入済の組合費の一部を当該会計年度内に限り返還します。

※卒業生は3月診療分（3月1日～3月31日）まで医療給付を申請できます。3月診療分は4月の窓口最終日までにご提出ください。詳細は2月頃FUポータルに掲載します。

学生健保窓口・学生保険部会室所在図



- 福岡大学診療所 (保健センター1階)
電話 092-871-6631 (内線3113)
診療科 … 内科

感染症の予防について(お願い)

学内での集団発生を出来る限り予防し、皆さんに、健康で有意義な大学生活を送っていただくために、以下についてご理解ご協力をお願いします。

麻疹(はしか)・風疹(三日はしか)・水痘(みずぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の4つのウイルス感染症について、以下の3点の確認をお願いします。

- ① 上記の4つのウイルス感染症にかかったことがあるか。
- ② 上記の4つのウイルス感染症の予防接種を受けたか。
- ③ 麻疹(はしか)の予防接種を受けたことがある方は、1回か、それとも2回か。

※予防接種歴については、母子手帳を参考にしてください。

4つのウイルス感染症にかかったことがない、または予防接種を受けたことがない場合、あるいは受けたことが不明な場合は医療機関の医師と相談し、必要な予防接種を受けることをお勧めいたします。

福岡大学学生健康保険互助組合

医療給付制度について

組合員（学部生・大学院生）が病気やケガをして保険医療機関を受診した場合、医療費の自己負担額（医療保険が適用された窓口支払額）の一部を給付する制度です。

医療給付を申請する場合、ひとつの医療機関につき月毎に「医療費証明書」（P10、11参照）が必要です。この証明書1件につき1,500円を控除した額を給付します。入院料については1,500円に加えて1日につき300円を控除した額を給付します。ただし、同一医療機関で1カ月の自己負担額が80,100円を超えた場合は、その超過分は給付の対象とはなりません。医療給付の額の上限は組合員1人につき年間50万円です。

歯科診療全般は給付対象外ですが、歯科医院等で治療困難な疾患や外傷による特殊な口腔外科的治療が必要な場合は、福岡大学病院の歯科口腔外科診療分のみ対象となります。なお、外傷による治療の場合は他の医療機関においても対象となることがありますので、事前にご相談ください。

【 保険診療で適用されない費用[※]や、請求された医療費が次のいずれかに該当するときは、医療給付を行いません。 】

- (1) 査定が困難である医療費
- (2) 交通事故（自損事故を除く。）による医療費
- (3) アルバイト業務中の事故等による医療費
- (4) 組合員の故意、重大な過失、犯罪行為、闘争行為等による医療費
- (5) その他学生健康保険互助組合の運営委員会において医療給付の対象外であると認められた医療費

※健康診断、保険外併用療養費、各種文書料、室料差額、美容整形等。ただし、治療のために必要となった、コルセット等の装具代、整骨院による治療代については、対象となる場合がありますので事前にご相談ください。

医療給付の申請について

医療給付の申請には、医療費証明書（P.10、11参照）が必要です。ひとつの医療機関で1カ月分の医療費の自己負担額（医療保険が適用された窓口支払額）の合計が1,500円を超えていれば、医療費証明書を持参し、医療機関に記入を依頼^{*1}してください。

この証明書は学生課4番窓口、医学部事務課（医学）、医学部事務課（看護学）、大学院事務課にあります。またFUポータルサイトからもダウンロード・印刷^{*2}できます。個人のIDとパスワードでログインし、学生生活→各種申請→各種申請用紙ダウンロード→申請書一覧の中から医療費証明書を選択してください。

医療費証明書の**提出期限は受診翌月の窓口最終日^{*3}**、提出場所は学生課4番窓口です。医療費証明書の他、領収書（原本）、学生証、印鑑、**学生本人名義（普通預金）**の通帳またはキャッシュカードを全て必ず持参してください。（コピーでの申請はできません）

^{*1}ただし、医療費証明書の発行に係る手数料（文書料）については、給付の対象外です。発行を依頼する際に、文書料が徴収されるか必ず確認してください。文書料が徴収される医療機関のみ、点数が記載されている領収書の添付でも申請できます。

^{*2}医療費証明書はカラー印刷でも白黒印刷でも構いません。医療機関用と調剤薬局用の2種類がありますので、確認の上印刷してください。

^{*3}詳細はP.9医療給付金振込予定表の医療費証明書受付期間を参照にしてください。

医療給付金の支払いについて

医療給付金の支払いは、医療費証明書提出の翌月20日（土曜・日曜・祝日の場合はその前日）銀行振込みです。口座は学生本人名義に限ります。

※2月と8月の振込みはありません。1月提出分は3月、7月提出分は9月の振込みになります。（P.9参照）

医療給付の申請手続きの流れ

例 4月に同じ病院を
2回受診した場合

4/11 一度目の受診
(保険証持参)

4/18 二度目の受診
(保険証持参)

本人が医療費を毎回支払う

4月診療分の医療費(医療保険が適用された窓口支払額)の合計が1,500円を超えていれば、「医療費証明書」を持参し、医療機関に記入を依頼する。(1,500円以下の場合には申請対象外です。)

大学窓口へ申請(5月末日^{※迄})
[※]提出期限: 受診翌月の窓口最終日

厳守!

窓口へ —— 学生課4番窓口

(持参するもの)

- ・医療費証明書
- ・領収書(原本^{※1})
- ・学生証
- ・印鑑
- ・学生本人名義(普通預金)^{※2}の通帳またはキャッシュカード

^{※1}領収書の原本は確認次第返却します。

^{※2}ゆうちょ銀行不可

6/20

本人の銀行口座へ振込

病気・ケガ

受診

申請手続

給付

※福岡大学病院受診の場合

病院内の計算フロントへ、1カ月分の領収書と学生証を持参し医療費証明書の発行を依頼してください。発行には1週間程度かかります。

※医薬分業(院外処方)の場合

調剤薬局にも医療費証明書の記入を依頼してください。

令和7年度 学生健康保険互助組合 医療給付金振込予定表

◆医療費証明書の提出期限は、受診翌月の窓口最終日です◆

	診療月	医療費証明書受付期間	銀行振込日
1回	4月	4月1日(火)～4月30日(水)	6月20日(金)
	4月・5月	5月1日(木)～5月30日(金)	
2回	5月・6月	6月2日(月)～6月30日(月)	7月18日(金)
3回	6月・7月	7月1日(火)～7月31日(木)	9月19日(金)
	7月・8月	8月1日(金)～8月29日(金)	
4回	8月・9月	9月1日(月)～9月30日(火)	10月20日(月)
5回	9月・10月	10月1日(水)～10月31日(金)	11月20日(木)
6回	10月・11月	11月4日(火)～11月28日(金)	12月19日(金)
7回	11月・12月	年内最終受付日 12月1日(月)～12月26日(金)	令和8年 1月20日(火)
8回	12月・1月	令和8年 1月5日(月)～1月30日(金)	3月19日(木)
	1月・2月	2月2日(月)～2月27日(金)	
9回	2月・3月	3月2日(月)～3月31日(火)	4月20日(月)
10回	3月	4月1日(水)～4月30日(木)	5月20日(水)

窓口業務時間

平日 8時50分～16時50分

※土日祝日・お盆期間・年末年始・大学が指定する日は休みです。

*ボールペンで記入すること。

医療費証明書 (見本)

〈病院用〉

提出期限：受診翌月の窓口最終日※裏面記載

医療機関へのお願い

本組は、学生の相互扶助により、医療費の自己負担額の一部を給付しておりますので、医療費領収証明をお願いします。
証明書作成に際し、文書料がかかる場合、事前にその旨を本人へ伝えていただきますようお願いいたします。

- この証明書は、1カ月の診療（保険適用の自己負担額）分をまとめて記入のうえ、本人に渡してください。
- 保険適用額が1,500円以下の場合は記入せず、その旨を本人に伝えて証明書は破棄してください。

※ 整骨院等の場合は、保険適用の自己負担額を記入してください。

受付日 年 月 日

福岡大学学生健康保険互助組合		医療費証明書		(医療機関用)		
医療 機 関 記 入 欄	年 月 診療分	診療開始日	年 月 日			
	氏名	外来	日より	日まで	診療実日数	
	※証明金額は診療報酬点数表を基準とし、 保険診療金額と保険点数を記入してください。		入院	日より	日まで	日
	保険診療金額		傷病名			
	(記入例: 12,345.678 也) *外来点数 点 *入院点数 点 ※入院の場合、部屋代・食事代は証明金額から除いてください。 上記金額を領収したことを証明する。 年 月 日					
医療機関名称及び所在地						

【学生への注意事項】

- 医療費証明書は、保険証で受診した場合のみ申請できます。受診翌月の窓口最終日まで（厳守）に大学へ提出してください。
- 医療費証明書作成費用（文書料）については、給付の対象外です。
※医療機関へ事前に医療費証明書を持参し、作成費用が徴収されるか必ず確認してください。
- 医療費が徴収される医療機関は、点数の記載されている領収書の添付でも申請できます。
- 医薬分業になっている場合、病院・調剤薬局は別々の医療機関であり、各々の医療費証明書が必要です。
- この証明書1件につき1,500円を控除した額を給付します。入院料については1,500円に加えて1日につき300円を控除した額を給付します。
※但し、1カ月分の医療費が80,100円を超えた場合、その超過分は申請の対象となりません。
- 保険診療で適用されない費用、交通事故（自損事故除く）やアルバイト業務中の事故等による医療費、組合員の故意・重大な過失等による医療費等は給付対象外です。詳細は福岡大学学生健康保険互助組合規約施行細則をご参照ください。
歯科診療全般については給付の対象外ですが、歯科医院等で治療困難な疾患や外傷による特殊な口腔外科的治療が必要な場合は、福岡大学病院の歯科口腔外科診療分のみ対象となります。なお、外傷による治療の場合は他医療機関においても対象となることがありますので事前にご相談ください。
- 医療給付金の振込は、1カ所の銀行口座（※ゆうちょ銀行不可）です。
- 医療費証明書申請時は、領収書（原本）・学生証・印鑑・学生本人名義の銀行通帳又はキャッシュカード（ゆうちょ銀行不可）を全て必ず持参してください。※コピーでの申請はできません。

※個人情報については、本学において医療給付金の振込（学籍番号・氏名・店番・口座番号）と調査統計（傷病名）のために利用します。
不都合がある場合には学生課へ申し出てください。

学 生 記 入 欄	学籍番号	フリガナ	〒747-8507	連絡先	携帯電話番号
	金融機関 *ゆうちょ銀行 不可 *学生本人 名義のこと	氏名	七隈 太郎	〒	090(1234) 5678
	口 座 番 号	(店番)	123	※傷病名・病状記入 (例: かせ、皮膚炎など)	右足首の捻挫
	医療機関	病 種	診 療 種 別	《ケガの場合、受傷状況を記入すること》 ①その他 ②正課体育 ③正課その他(科目名) ④自転車事故 ⑤バイク・乗用車事故 原因:(具体的に記入)	
組合 記 入 欄	(1) 福大 (2) 国・公立 (3) 整骨院 (4) その他	①外来 (日) ③院外処方 ②入院 (日) ④治療用具	練習中接触した。		
		受 付 番 号		-	

福岡大学学生健康保険互助組合

*ボールペンで記入すること。

〈調剤薬局用〉

提出期限：受診翌月の窓口最終日※裏面記載

調剤薬局へお願い

本組合は、学生の相互扶助により、医療費の自己負担額の一部を給付しておりますので、医療費領収証明をお願いします。
 証明書作成に際し、文書料がかかる場合、事前にその旨を本人へ伝えていただきますようお願いいたします。

- この証明書は、1カ月の診療（保険適用の自己負担額）分をまとめて記入のうえ、本人に渡してください。
- 保険適用額が1,500円以下の場合は記入せず、その旨を本人に伝えて証明書は破棄してください。

受付日 年 月 日

福岡大学学生健康保険互助組合	
医療費証明書 (調剤薬局用)	
年 月診療分	
調剤薬局記入欄	氏名
	※証明金額は調剤報酬点数表を基準とし、保険診療金額と調剤点数を記入してください。
	保険診療金額 <input style="width: 100px;" type="text"/> 也 (記入例: <input style="width: 50px;" type="text"/> ¥3,000 也)
	※調剤点数 点 上記金額を領収したことを証明する。
	年 月 日
調剤薬局名称及び所在地	

【学生への注意事項】

- 医療費証明書は、保険証で受診した場合のみ申請できます。受診翌月の窓口最終日まで（厳守）に大学へ提出してください。
- 医療費証明書作成費用（文書料）については、給付の対象外です。
 ※医療機関へ事前に医療費証明書を持参し、作成費用が徴収されるか必ず確認してください。
- 文書料が徴収される医療機関は、点数の記載されている領収書の添付でも申請できます。
- 業分業になっている場合、病院・調剤薬局は別々の医療機関であり、各々の医療費証明書が必要です。
- この証明書1件につき1,500円を控除した額を給付します。
 ※但し、1カ月分の医療費が80,100円を超えた場合、その超過分は申請の対象となりません。
- 保険診療で適用されない費用、交通事故（自損事故除く）やアルバイト業務中の事故等による医療費、組合員の故意・重大な過失等による医療費等は給付対象外です。詳細は福岡大学学生健康保険互助組合規約施行細則をご参照ください。
 歯科診療全般については給付の対象外ですが、歯科医院等で治療困難な疾患や外傷による特殊な口腔外科的治療が必要な場合は、福岡大学病院の歯科口腔外科診療分のみ対象となります。なお、外傷による治療の場合は他医療機関においても対象となることがありますので事前にご相談ください。
- 保険給付金の振込は、1カ所の銀行口座（※ゆうちょ銀行不可）です。
- 医療費証明書申請時は、領収書（原本）・学生証・印章・学生本人名義の銀行通帳又はキャッシュカード（ゆうちょ銀行不可）を全て必ず持参してください。※コピーでの申請はできません。

※個人情報については、本学において医療給付金の振込（学籍番号・氏名・店番・口座番号）と調査統計（傷病名）のために利用します。
 不都合がある場合には学生課へ申し出ください。

学生記入欄	学籍番号	フリガナ	ナナメ 907	連絡先	携帯電話番号
	4C240123	氏名	七隈 太郎 (七隈)	090(1234)5678	
	金融機関 *ゆうちょ銀行不可 *学生本人名義のこと	(店番 123)	※傷病名・病状記入 (例: かせ、皮膚炎など) かせ (ケガの場合、受傷状況を記入すること) ①その他 ④課外活動(クラブ名) ②正課体育 ⑤自転車事故 ③正課その他(科目名) ⑥バイク・乗用車事故 原因:(具体的に記入)		
	口 座 番 号	0 1 2 3 4 5 6	七隈 銀行 福大前 支店		
組合記入欄	医療機関	病 種	診 療 種 別	受付番号	-
	(4) その他		③院外処方		

福岡大学学生健康保険互助組合

福岡大学病院を受診された方へ

- ① 病院内の計算フロントへ、1カ月分の領収書と学生証を持参し、
医療費証明書の発行を依頼してください。
↓
注意：発行には1週間程度かかります。

- ② 福岡大学病院で「医療費証明書」を受け取る。
受け取った後はP 7、8の申請手続きの流れと同様です。

※紹介状なく福岡大学病院、福岡大学筑紫病院を受診した場合は、初診料以外に選定療養費がかかる場合があります。一旦窓口でお支払いいただきますが、申請すれば給付されます。

- * 福岡大学筑紫病院、福岡大学西新病院については、医療費証明書（医療機関用）が必要です。必ず持参してください。
- * 院外処方で調剤薬局を利用した場合は、医療費証明書（調剤薬局用）が必要です。調剤薬局に記入を依頼してください。

予防給付について

学生保険部会は、組合員の代表機関として、組合員のために予防給付活動を企画・運営しています。活動内容については、P.13～21に記載しています。

活動の実施案内は、FU ポータル、ハローけんぼ、SNSでお知らせしますので、ぜひ積極的に参加してください。

◎刊行物「ハローけんぼ」

「ハローけんぼ」とは、私たち学生保険部会の活動を皆さんに知ってもらうために発行している刊行物です。

医療給付の紹介やイベント情報、活動内容の結果報告などを掲載しています。学生生活に役立つ、お得な情報など満載ですので、皆さん、ぜひ一度読んでください。

※「ハローけんぼ」はFUポータルや学生保険部会のInstagram等に掲載します。



◎献血運動について(案内)

福岡県赤十字血液センターからの依頼により、年3回程度学内で献血を実施しています。

皆さんのご協力をお願いします。



歯科検診

組合員の健康対策の一環として、効果的な予防と初期治療を促すため歯科検診を年2回実施します。

受診料は無料です。



日 時 前期後期 各1回

時間はFUポータルでご確認ください。

場 所 ヘリオスプラザ2階 地域交流サロン

受診料 無料

定 員 500名(先着順)

実施機関 (株)産業歯科衛生協会

検診内容

- ・口腔疾患検査
- ・口腔衛生指導
- ・歯のクリーニングおよび研磨

※歯ブラシを1本プレゼント

朝ごはんキャンペーン

年2回各1週間、学内食堂において100円で朝ごはんを食べることができます。

昼ごはんキャンペーン

学部新入生を対象に学内食堂や売店、学内の所定のコンビニで利用できる利用券を配付します。

夕ごはんキャンペーン

春季・夏季休暇期間中、学内食堂において200円で夕ごはんを食べることができます(事前予約制)。

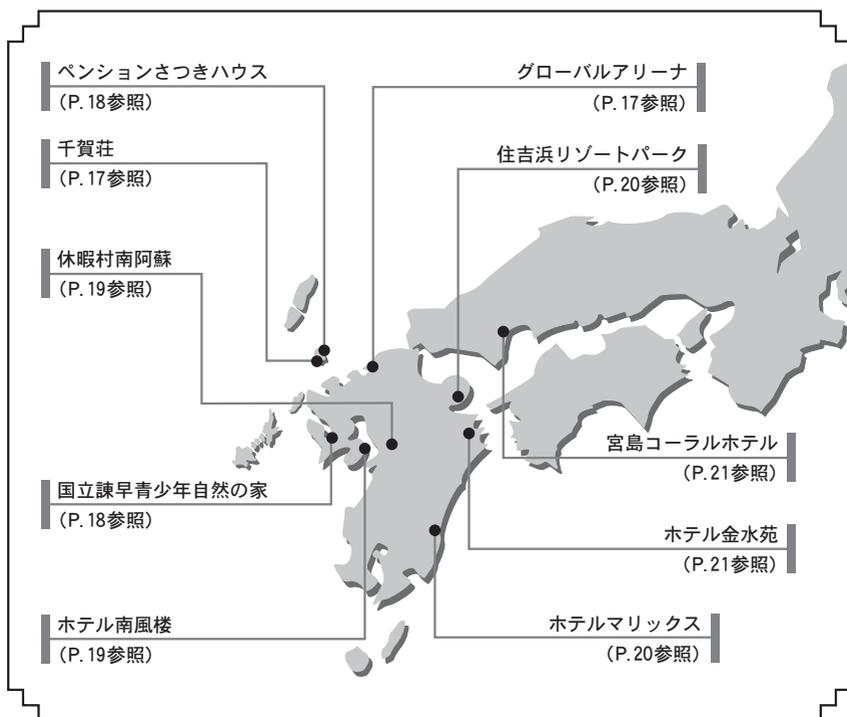
各イベントの詳細はFUポータルに掲載しますので、ご確認ください。

「契約施設」の利用補助

学生健康保険互助組合と契約している「契約施設」を利用する際、1回の利用につき1人あたり最大2泊まで、組合から補助金が給付されます。旅行や課外活動、サークル、ゼミの合宿などにご利用ください。

※契約施設案内に記載されている宿泊料金は参考価格です。宿泊日やシーズン、プランによって金額が変動するため、詳細については必ず事前に直接各施設にお問い合わせください。

各地の契約施設の御案内



「契約施設」利用の流れ

1 予 約

本人もしくは代表者が契約施設に直接予約する。予約の際、福岡大学の学生であることを必ず伝える。

※補助が適用となるのは、代表者が契約施設を直接予約した場合のみです。旅行代理店を通じて宿泊、バス及び施設利用等を予約する場合は、補助が適用となる2泊までの宿泊を除いて予約してください。

2 利用補助券の申請 ※提出期限：利用開始日の10日前

学生課4番窓口で利用補助券一式を受け取り、提出する（部活動で利用する際は活動届も事前に提出すること）。後日、組合の許可印のある利用補助券を受け取る。

申込日 令和 年 月 日																							
令和 年度「契約施設」利用補助券																							
・団体名 _____																							
・代表者 _____																							
学籍番号 _____																							
氏 名 _____																							
連絡先 _____																							
・利用期間 _____																							
チェックアウト	チェックアウト																						
令和 年 月 日 ~	令和 年 月 日																						
宿泊数 _____ 泊	(補助は2泊まで)																						
・利用人数 _____ 名																							
<small>※変更があった場合は訂正印を捺印し、 詳細してください。</small>																							
<input type="checkbox"/> 学生証を捺印																							
・利用施設名 _____																							
◎代表者への注意																							
○利用当日に必ず利用申込書（宿泊控）、利用補助券、学生証、印鑑を持参してください。																							
○補助が適用となるのは、代表者が契約施設を直接予約した場合のみです。旅行代理店を通じて宿泊、バス及び施設利用等を予約する場合は、補助が適用となる2泊までの宿泊を除いて予約してください。																							
○予約の取消・変更については速やかに利用する施設に連絡してください。																							
○精算時に利用人数を施設の方と確認のうえ、確認印を捺印してください。また、利用人数の変更があった場合は学生課にも報告して下さい。																							
◎利用施設の方へのお願い																							
○各利用者が福岡大学の学生であることを学生証でご確認ください。																							
○別紙の利用者一覧表の人数を代表者とともに確認し、利用料金から1泊につき下記のとりの金額を差し引いて料金をお受け取り下さい。なお、補助は2泊までです。																							
<table border="1"><tr><td>※差引額一覧</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4,500円</td><td>ホテル南城楼</td><td>3,500円</td><td>千賀荘</td><td>3,000円</td><td>ホテル金水苑</td></tr><tr><td>2,000円</td><td>休暇村南九州、ペンションさつきハウス、宮島コーラルホテル</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3,000円</td><td>グローバルアワード、ホテルマックス、住吉浜リゾートパーク</td><td>1,000円</td><td>田立塚少年自然の家</td><td></td><td></td></tr></table>		※差引額一覧				4,500円	ホテル南城楼	3,500円	千賀荘	3,000円	ホテル金水苑	2,000円	休暇村南九州、ペンションさつきハウス、宮島コーラルホテル					3,000円	グローバルアワード、ホテルマックス、住吉浜リゾートパーク	1,000円	田立塚少年自然の家		
※差引額一覧																							
4,500円	ホテル南城楼	3,500円	千賀荘	3,000円	ホテル金水苑																		
2,000円	休暇村南九州、ペンションさつきハウス、宮島コーラルホテル																						
3,000円	グローバルアワード、ホテルマックス、住吉浜リゾートパーク	1,000円	田立塚少年自然の家																				
○下記の欄に記入後、請求書添えて利用補助券と別紙の利用者一覧表を組合に送付ください。																							
<table border="1"><tr><td>受付日</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>受付者氏名</td><td> </td></tr></table>		受付日	令和 年 月 日	受付者氏名																			
受付日	令和 年 月 日																						
受付者氏名																							
福岡大学学生健康保険互助組合 学生保険部会 連絡先：福岡大学学生課 TEL.092-871-0631（内線 2650）（組合印）																							

3 利用当日

契約施設に利用者全員の学生証を提示した上で、利用補助券等を渡し、宿泊料金の差額を支払う。補助は利用1回につき1人2泊まで。

契約施設案内

グローバルアリーナ

福岡

U R L <https://global-arena.org>

住 所 〒811-4153
福岡県宗像市吉留46-1
TEL (0940) 33-9600

宿泊料金 **¥2,840** ~ 宿泊費のみ
消費税込
(正規料金4,840円～に補助金2,000円)

※食事代、施設使用料などが別途かかります。また、福大生限定のサービス(施設利用時間の延長など)もありますので詳細は施設にお尋ねください。



環 境 食堂・レストラン、体育館、グラウンドなど

交通手段

JR赤間駅

グローバルアリーナ送迎バス(要予約)

グローバルアリーナ送迎バス(要予約)

福岡大学

現地

千賀荘

長崎

U R L <https://chigaso.com>

住 所 〒811-5203
長崎県壱岐市石田町筒城東触 1085
TEL (09204) 4-5294

宿泊料金 **¥6,400** ~ 1泊2食付
消費税込
(正規料金9,900円～に補助金3,500円)

環 境 海水浴場、全室洗面・トイレ(洗浄機付)

交通手段

博多港

ジェットfoil 60分
フェリー 125分

郷ノ浦港
芦辺港

バス45分
車20分

現地



ペンションさつきハウス

長崎

U R L <https://www.ikikankou.com/reserve/list/10022>

住 所 〒811-5203
長崎県壱岐市石田町筒城東触 1049-2
TEL (09204) 4-5135

宿泊料金 **¥7,400～** 1泊2食付
消費税込
(正規料金9,900円～に補助金2,500円)

環 境 海水浴場

交通手段



国立諫早青少年自然の家

長崎

U R L <https://isahaya.niye.go.jp>

住 所 〒859-0307
長崎県諫早市白木峰 1109-1
TEL (0957) 25-9111

宿泊料金 **¥2,270～** 1泊3食付
消費税込
(正規料金3,270円～に補助金1,000円)
★3食ともバイキング
★野外炊飯・クラフト等指導料無料
★各食ドリンクバー付き

環 境 研修室・自然環境学習館・オリエンテーション室・
プレイホール・クラフト棟・野外炊飯棟・キャンプ村

交通手段



ホテル南風楼

長崎

U R L <https://www.nampuro.com>

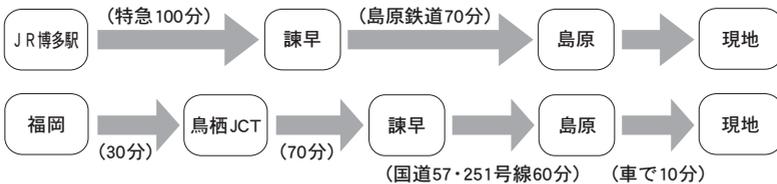
住 所 〒855-0802
長崎県島原市弁天町2-7331-1
TEL (0957) 62-5111

宿泊料金 **¥8,850～** 1泊2食付
消費税込
(正規料金13,350円～に補助金4,500円)



環 境 天然温泉・スポーツ施設(弓道場・武道館・温水プール・島原市体育館・サッカーグラウンド・テニスコート)

交通手段



休暇村南阿蘇

熊本

U R L <https://www.qkamura.or.jp/aso/>

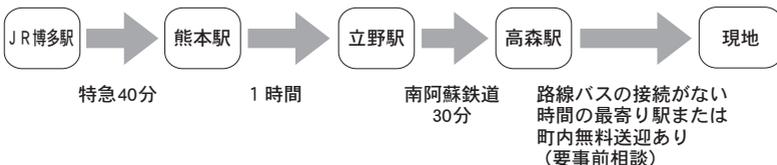
住 所 〒869-1602
熊本県阿蘇郡高森町高森3219
TEL (0967) 62-2111

宿泊料金 **¥10,500～** 1泊2食付
消費税込
(正規料金13,000円～に補助金2,500円)



環 境 レストラン・宴会場、会議室、キャンプ場、テニスコート、多目的グラウンド

交通手段



ホテルマリックス

宮崎

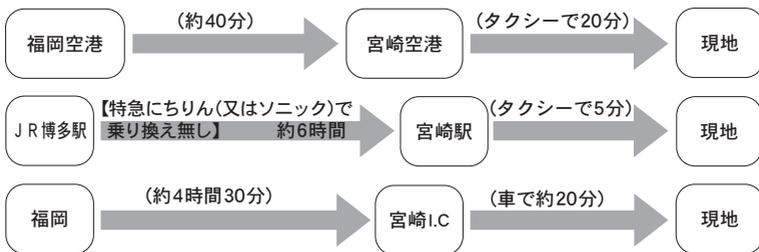
U R L <https://www.hotel-marix.co.jp>

住所 〒880-0006
宮崎県宮崎市千草町15-8
TEL (0985) 28-6161

宿泊料金 **¥4,500～** 宿泊費のみ
消費税込
(正規料金6,500円～に補助金2,000円)
※食事が別途かかります。

環境 大浴場・会議室

交通手段



住吉浜リゾートパーク

大分

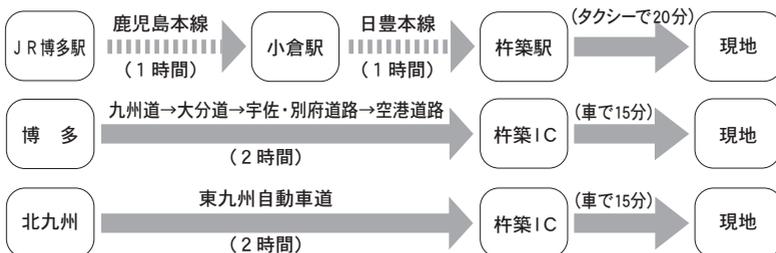
U R L <https://sumiyoshihama.com>

住所 〒873-0033
大分県杵築市守江1165-2
TEL (0978) 63-9116

宿泊料金 **¥6,800～** 1泊2食付
消費税込
(正規料金8,800円～に補助金2,000円)

環境 全室バリアフリー仕様
海の見えるレストラン

交通手段



ホテル金水苑

大分

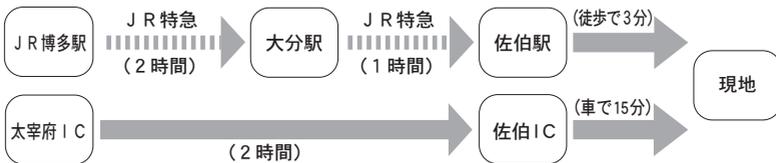
U R L <https://hkse.jp>

住 所 〒876-0803
大分県佐伯市駅前2丁目4番13号
TEL (0972) 22-8181

宿泊料金 **¥7,500～** 1泊2食付
消費税込
(正規料金10,500円～に補助金3,000円)

環 境 会議室、周辺に総合運動公園

交通手段



宮島コーラルホテル

広島

U R L <https://www.coral-hotel.co.jp/>

住 所 〒739-0411
広島県廿日市市宮島口1-9-8
TEL (0829) 56-0555

宿泊料金 **¥4,100～** 宿泊費のみ
消費税込
(正規料金6,600円～に補助金2,500円)

環 境 レストラン、宴会場、会議室

交通手段



組織と運営

☆学生保険部会

組合員の代表機関であり、組合員が安心して生活できるように組合の企画、運営、管理、その他重要事項について協議し、執行していく機関です。構成メンバーは、各学部により比例代表制で選任の者、及び学友会総務委員会、学術文化部会、体育部会、第二部学友会総務委員会、大学院から各1人をもって構成されています。この内、部会は委員長、副委員長、会計を含む運営委員12人と監事2人を互選します。又、委員長は部会の承認を経て常任委員を組合員から任命し、部会委員共々日常活動にあたります。

☆運営委員会

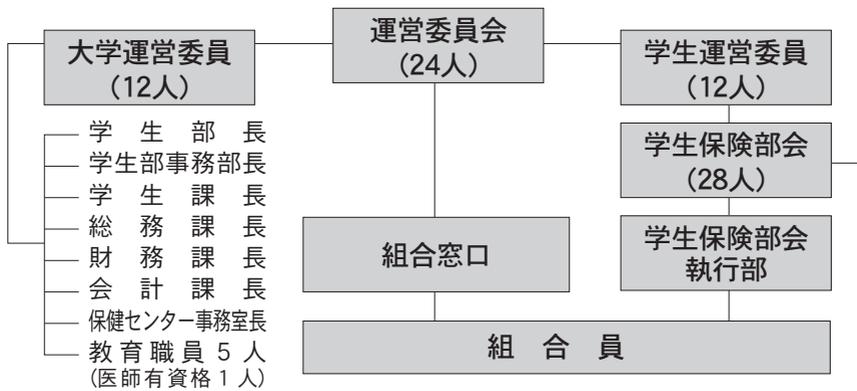
大学側12人、学生側12人計24人の運営委員で構成され組合運営に関する基本事項、予算案の承認、決算の承認、規約等の改廃、その他一切の重要事項を決定する組合の最高決議機関です。運営委員長には組合長である学生部長があたり、副委員長には副組合長である学生部事務部長と学生保険部会委員長の2人があたり運営委員長を補佐します。

☆監事

組合の経理を監査する任務で、大学側から選出された2人、学生保険部会から選出された2人の計4人があたります。

☆学生健保窓口

組合の実際の事務を行うところで、学生課内(学生課4番窓口)にあります。



- 人文学部 (3人)
- 法学部 (3人)
- 経済学部 (3人)
- 商学部 (3人)
- 商学部第二部 (1人)
- 理学部 (2人)
- 工学部 (3人)
- 医学部 (2人)
- 薬学部 (2人)
- スポーツ科学部 (2人)
- 大学院 (1人)
- 学友会総務委員会 (1人)
- 学術文化部会 (1人)
- 体育部会 (1人)
- 第二部総務委員会 (1人)

*令和6年度実績



福岡大学学生健康保険互助組合規約

第1章 総 則

第1条 福岡大学(以下「本学」という。)に、福岡大学学生健康保険互助組合(以下「組合」という。)を置く。

第2条 組合は、学生の相扶共済の精神に基づき、傷病に係る医療給付を行うとともに健康の維持及び増進を図ることを目的とする。

第3条 組合の事務所は、学生課に置く。

第4条 組合の企画及び運営に係る経費は、別に定めある場合を除き、組合の負担とする。

第2章 組合員、組合費等

第5条 組合の組合員は、本学の学生とする。

第6条 本学の学生は、入学年度の4月1日をもって組合員の資格を取得し、卒業その他の事由により本学の学生でなくなった月の末日をもって組合員の資格を失う。

2 組合員が医療給付を不正に請求したときは、学生部委員会の議を経て、給付金を返還させ、組合員の資格を停止することがある。

第7条 組合員は、別に定める入会金及び組合費を納入しなければならない。

第8条 組合員は、入会金及び組合費を各年次における第1期分の授業料等納入金(休学者は在籍料)の納入時に委託徴収金の一部として納入する。ただし入会金は初年次のみ納入する。

2 納入された入会金及び組合費は、原則として返還しない。

第9条 前条第2項の定めにかかわらず、他の公的医療保険から医療費の全額に相当する医療給付を受ける者については、所定の手続を経て、別に定める納入済の組合費の一部を当該会計年度内に限り返還する。

第10条 組合員証は、学生証をもってこれに代える。

第3章 組 織

第11条 組合に組合長を置く。

2 組合長は、学生部長をもって充て、組合を総括し、代表する。

第12条 組合に副組合長2人を置く。

2 副組合長は、学生部事務部長及び学生保険部会委員長をもって充て、組合長を補佐する。

第13条 組合に監事4人を置く。

2 監事は、教育職員及び事務職員のうちから各1人並びに学生保険部会の構成員のうちから2人をもって充て、組合の経理を監査する。

第14条 組合に所管事務を処理するため、職員を若干人置く。

第15条 組合に次の機関を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 学生保険部会

第4章 運営委員会

第16条 運営委員会は、組合の企画及び運営にあたるものとする。

第17条 運営委員会は、組合長、教育職員のうちから4人、学生部事務部長、総務課長、財務課長、会計課長、学生課長、保健センター事務室長、医師資格を有する教育職員又はこれに準ずる者のうちから1人及び第24条第2項に定める学生保険部会運営委員12人、計24人の運営委員をもって構成する。

第18条 運営委員長は、組合長を、同副委員長は、副組合長をもってこれに充てる。

第19条 運営委員長は、必要に応じ運営委員会を開くものとする。ただし、学生保険部会が必要と認めたときは、臨時にこれを請求することができる。

第20条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 組合の企画及び運営に関する事項
- (2) 予算の査定及び決算の承認に関する事項
- (3) 規約等の改廃に関する事項
- (4) その他組合及び医療給付に関する事項

第21条 運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席（委任状によるものを含む。）をもって成立し、議事は、その過半数で決する。

第22条 運営委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 学生保険部会

第23条 学生保険部会は、運営委員会の諮問に応じ、又はこれに意見を述べるができる。

第24条 学生保険部会は、6月1日現在の学生の在籍者数が各学部及び大学院の組合員のうちから選出された者各1人(1,000人を超える場合は、1,000人につき1人を追加)並びに学友会総務委員会、学術文化部会、体育部会及び第二部学友会総務委員会から

推薦された者各1人をもって構成する。

2 学生保険部会は、前項の構成員から、部会委員長、部会副委員長及び会計を含む学生保険部会運営委員12人並びに監事2人を互選により選出する。

3 部会委員長は、学生保険部会の承認を経て、組合員のうちから常任委員を任命する。

4 前項の常任委員は、部会委員長、部会副委員長及び会計を補佐し、執行部の事務を分掌する。

第25条 学生保険部会は、部会委員長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の要請のあったときは、臨時にこれを開くことができる。

第26条 学生保険部会は、構成員の過半数の出席（委任状によるものを含む。）をもって成立し、議事は、その過半数で決する。

第27条 第24条第2項に定める学生保険部会運営委員及び監事の任期は、当該年度の7月1日から1年とし、再任及び欠員補充については、第22条の規定に準ずる。

第28条 学生保険部会運営委員及び監事の改選は、毎年度に行うものとする。

第6章 会計

第29条 組合の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第30条 組合の経費は、組合費、寄附金その他をもってこれに充てる。

第31条 組合の会計は、会計課が処理する。

第32条 組合の監査は、監事がこれにあたる。

2 組合の決算報告は、毎年6月に行うものとする。ただし、運営委員会は、必要に応じ会計報告を求めることができる。

第33条 組合長は、毎年5月に前年度の決算書を作成し、監査を経て、運営委員会の承認を得なければならない。

第7章 医療給付

第34条 医療給付の対象となる医療は、保険医療機関（歯科を除く。）におけるものに限る。

第35条 医療給付の額は、傷病に係る医療費の自己負担の額（医療保険が適用された窓口支払額）とし、医療費の30パーセントを限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、使用した医療保険又はその他の国、地方公共団体から、医療費の70パーセントを超えて医療給付を受けるときは、自己負担の額とする。

3 医療給付の額の上限は、組合員1人につき年間50万円とする。

第36条 医療給付にあたり、第44条に定める医療費証明書については1件につき1,500円を、入院料については1日につき300円を控除する。

第37条 定期健康診断に係る経費は、医療給付の対象としない。

第38条 予防接種その他疾病予防措置に係る医療給付は、運営委員会においてこれを決定する。

第39条 医療保険が適用されない各種文書の発行に係る手数料等は、第35条の医療費に算入しないものとする。

第40条 組合員が死亡したときは、弔慰金として2万円を贈与する。

第41条 医療費の査定は、社会保険診療報酬点数表を基準とする。

第42条 この規約に基づき医療給付を請求する者は、医療措置を受けるにあたり、保険医療機関に学生証を提示しなければならない。

第43条 組合員は、保険医療機関において医療を受けるときは、社会保険被保険者証（又はこれに代わる証明書等。以下同じ。）を提示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合員が社会保険被保険者証を提示せずに医療を受けたときは、医療費の全額を支払うものとする。

3 前項の場合における医療費は、医療給付の対象としない。

第44条 医療給付は、医療を実施した医療機関の発行する医療費証明書に基づき、所定の手続を経て、これを行う。

第45条 組合員が6月末日までに当該年度の組合費を納入していないときは、医療給付を停止することがある。

第8章 雑 則

第46条 この規約の改廃は、運営委員会の出席者の3分の2以上の承認を経て、大学協議会において決定する。

第47条 この規約の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

福岡大学学生健康保険互助組合同規約施行細則

- 第1条 この細則は、福岡大学学生健康保険互助組合同規約（以下「規約」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。
- 第2条 規約第7条に規定する組合員の納入する組合費は、年額3,000円とする。
- 第3条 規約第7条に規定する入会金は、100円とする。
- 第4条 規約第9条に規定する場合における返還額は、2,000円とする。
- 第5条 医療給付の請求に必要な次の書類は、組合所定のものとする。
- (1) 医療費証明書
 - (2) 医療費免除申請書
 - (3) 社会保険資格証明書
 - (4) その他医療給付の請求に必要な書類
- 第6条 組合は、次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。
- (1) 規約及び細則
 - (2) 財産目録
 - (3) 組合員証
 - (4) 会議録
 - (5) 予算書及び決算書
 - (6) 元帳及び金銭出納帳
 - (7) 医療費証明書
 - (8) 運営委員名簿
 - (9) 文書收受簿
 - (10) 指定医療関係台帳
 - (11) 備品及び図書台帳
- 第7条 組合員は、学籍等の異動があったときは、直ちに組合に届け出なければならない。
- 第8条 組合員が医療費の返還又は免除を希望するときは、社会保険資格証明書を組合に提出し、確認を得なければならない。
- 第9条 前条に定める医療費の返還又は免除は、組合の掲示板において公示する。
- 第10条 国家・地方公務員、公立学校、警察職員、公共企業体職員等共済組合、国民健康保険その他の社会保険等の被扶養者たる組合員に対しても、規約第35条第2項の規定により医療給付を行う。
- 2 前項に定める医療給付の額は、医療費の総額を超えることができない。ただし、組合員の罹患の理由によっては、健康保険法（大正11年法律第70号）に準じ、医療給付の額を制限することがある。
- 第11条 組合員が医療給付を請求するときは、学生証、領収書、印鑑及び本人名義の銀行通帳又はキャッシュカードを提示し、医療費証明書を組合に提出しなければならない。
- 2 医療給付の請求は、保険医療機関において医療を受けた月の翌月末日までに行うものとする。
- 3 医療給付の支払いは、原則として、組合が医療費証明書を受理した翌月20日に、銀行振込により行う。
- 4 前項の支払いにおいて、支払日が金融機関の休業日に当たるときは、その前日に支払う。
- 第12条 前条第1項の規定により請求された医療費が次の各号のいずれかに該当するときは、医療給付を行わない。
- (1) 規約第41条に規定する査定が困難である医療費
 - (2) 交通事故（自損事故を除く。）による医療費
 - (3) アルバイト業務中の事故等による医療費
 - (4) 組合員の故意、重大な過失、犯罪行為、闘争行為等による医療費
 - (5) その他規約第15条第1号に掲げる運営委員会において医療給付の対象外であると認められた医療費

附 則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 福岡大学学生健康保険互助組合費等に関する要領（昭和60年2月2日制定）は、廃止する。

令和5年度 学生健康保険互助組合 医療給付制度統計 (R5.4.1～R6.3.31受診分)

総件数 6,227件 給付総額 54,407,410円

	件数 (件)	給付額 (円)
学部	5,870	51,508,140
大学院	357	2,899,270
合計	6,227	54,407,410

学年別件数・給付額

年次等	件数 (件)	件数比率	給付額 (円)	給付額比率
1年次生	1,014	16.3%	9,702,201	17.8%
2年次生	1,075	17.3%	10,069,394	18.5%
3年次生	1,470	23.6%	12,210,542	22.4%
4年次生	1,442	23.2%	13,073,813	24.0%
5年次生以上	869	14.0%	6,452,190	11.9%
大学院生	357	5.7%	2,899,270	5.3%
合計	6,227	100.0%	54,407,410	100.0%

病種記号別件数・給付額

病種記号	病種分類名	件数 (件)	件数比率	給付額 (円)	給付額比率
A	感染症及び寄生虫症	269	4.3%	1,758,890	3.2%
B	新生物	144	2.3%	2,399,985	4.4%
C	内分泌、栄養及び代謝疾患並びに免疫障害	270	4.3%	1,863,120	3.4%
D	血液及び造血器の疾患	28	0.4%	267,170	0.5%
E	精神障害	484	7.8%	2,446,810	4.5%
F	神経系及び感覚器の疾患	290	4.7%	2,790,410	5.1%
G	循環系の疾患	73	1.2%	888,730	1.6%
H	呼吸系の疾患	916	14.7%	5,394,390	9.9%
I	消化系の疾患	482	7.7%	5,390,160	9.9%
J	泌尿生殖系の疾患	425	6.8%	1,685,200	3.1%
K	妊娠分娩及び産じょくの合併症	1	0.0%	1,430	0.0%
L	皮膚及び皮下組織の疾患	740	11.9%	7,999,530	14.7%
M	筋骨格系及び結合組織の疾患	233	3.7%	1,388,111	2.6%
N	先天異常	17	0.3%	48,780	0.1%
P	症状、徴候及び診断名不明確の状態	213	3.4%	2,616,670	4.8%
Q	損傷及び中毒	1,642	26.4%	17,468,024	32.1%
総計		6,227	100.0%	54,407,410	100.0%

学部別件数・給付額

学部	件数(件)	件数比率	給付額(円)	給付額比率
人文学部	712	11.4%	5,332,274	9.8%
法学部	454	7.3%	3,946,432	7.3%
経済学部	564	9.1%	5,722,280	10.5%
商学部	622	10.0%	5,901,059	10.8%
商学部第二部	213	3.4%	1,581,760	2.9%
理学部	185	3.0%	1,214,330	2.2%
工学部	441	7.1%	4,097,040	7.5%
医学部	613	9.8%	6,043,320	11.1%
薬学部	968	15.5%	6,610,158	12.1%
スポーツ科学部	1,098	17.6%	11,059,487	20.3%
大学院	357	5.7%	2,899,270	5.3%
合計	6,227	100.0%	54,407,410	100.0%

病種番号別件数・給付額(上位15項目のみ抜粋)

病種記号	病種分類名	件数(件)	件数比率	給付額(円)	給付額比率
99	その他の損傷及び中毒	1,410	22.6%	13,516,785	24.8%
82	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	740	11.9%	7,999,530	14.7%
76	乳房及びその他の女性生殖器の疾患、分娩、及び産じょくに合併又は続発する場合を除く	353	5.7%	1,314,290	2.4%
50	急性上気道感染	310	5.0%	2,041,710	3.8%
26	その他の精神病	266	4.3%	1,332,140	2.4%
68	その他の消化系の疾患	258	4.1%	2,679,930	4.9%
55	インフルエンザ	244	3.9%	574,100	1.1%
95	骨折	227	3.6%	3,733,839	6.9%
94	症状、徴候及び診断名不明確の状態	213	3.4%	2,616,670	4.8%
8	その他の感染症及び寄生虫症	179	2.9%	912,080	1.7%
18	糖尿病	177	2.8%	1,443,080	2.7%
25	躁うつ病	169	2.7%	576,110	1.1%
59	歯及び歯の支持組織の疾患	156	2.5%	1,814,180	3.3%
53	アレルギー性鼻炎	132	2.1%	758,070	1.4%
88	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	95	1.5%	639,610	1.2%
総件数/給付総額の比率		4,929	79.2%	41,952,124	77.1%

※比率の分母は総件数6,227件と給付総額54,407,410円

(発行所)

福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学内

福岡大学学生健康保険互助組合

学生保険部会

学生健保窓口：福岡大学学生課4番窓口

(092) 871 - 6631 (内線2659)

Instagram やっています!!

Instagramでは、朝ごはんキャンペーンや夕ごはんキャンペーン、
歯科検診、献血のお知らせをしています。

みなさんの声も聞かせてください!!リプライ、DMお待ちしております!!

Instagramをしている方はぜひ、フォローしてみてください!

アカウント名：福岡大学 学生保険部会

